

○高知市がけ地近接等危険住宅移転等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の生命の安全を確保するため、本市のがけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、危険住宅の移転等を行う者に対して高知市がけ地近接等危険住宅移転等事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する条例（昭和29年条例第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂災害特別警戒区域 本市の区域内にある土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域をいう。
- (2) 危険住宅 次に掲げる要件を満たす住宅をいう。
 - ア 土砂災害特別警戒区域に存し、かつ、当該住宅の敷地が土砂災害特別警戒区域に指定された日前に建築されたこと。
 - イ 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3の規定に適合しないこと。
 - ウ 第7条第1項の申請の日において、現に居住の用に供されていること。
- (3) 危険住宅の移転等 次に掲げるものをいう。
 - ア 危険住宅を除却すること。
 - イ 土砂災害特別警戒区域でない区域（本市の区域に限る。）に危険住宅に代わる住宅を建設又は購入すること（当該危険住宅の除却を伴うものに限る。）。ただし、住宅の新築については、原則として次に掲げる要件に適合するものであること。
 - (ア) 市街化調整区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化調整区域をいう。）であつて、土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域をいう。）又は浸水想定区域（水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項若しくは第2項に規定する洪水浸水想定区域又は同法第14条の3第1項に規定する高潮浸水想定区域であつて、浸水想定の高さが3m以上のものに限る。）に該当する区域外に存すること。
 - (イ) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第88条第1項に規定する行為で同条第5項の規定による公表に係るものではないこと。
 - (ウ) 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域をいう。）又は地すべり防止区域（地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域をいう。）に該当する区域外に存すること。
 - ウ 土石流、急傾斜地の崩壊、地滑り等の災害により想定される危険住宅への衝撃に対し、当該危険住宅が一定の耐力を有するようにするため実施する外壁改修又は塀等の設置に係る工事（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士又は同条第3項に規定する二級建築士によって設計されたものに限る。）を行うこと。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、危険住宅の所有者及び当該所有者と親子関係にある者等市長が特に必要と認める者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号。以下「規則」という。）第4条各号のいずれかに該当すると認める場合及び県税又は市税を滞納している場合は、補助金の交付の対象としない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、危険住宅の移転等を行う事業とする。

（補助対象経費及び補助限度額）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助限度額は、別表1に定めるとおりとする。

（補助金額）

第6条 補助金額は、補助対象経費の額又は補助限度額のいずれか少ない方の額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）を限度として予算の範囲内において、市長が認める額とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 補助対象者は、前項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があるときは、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めたときは補助金交付決定通知書（様式第2号）により、適当でないときとは所定の補助金交付却下通知書により当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

（交付申請の取下げ）

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を所定の補助金交付申請取下届出書により市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（変更承認等）

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、事業内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業変更等承認申請書（様式第3号）により、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の可否を決定し、所定の補助事業変更等承認（否認）通知書により当該申請をした補助事業者には通知するものとする。

（繰越承認申請）

第11条 補助事業者は、補助事業が補助金の交付決定の日の属する年度内に完了し難いと認められ、当該事業を翌年度に繰り越す必要が生じたときは、所定の補助事業繰越承認申請書により、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、繰越しの可否を決定し、その旨を所定の補助事業繰越承認（否認）通知書により当該申請をした補助事業者には通知するものとする。

3 補助事業者は、第1項の規定により市長の承認を受けた場合は、補助金の交付決定の日の属する年度の3月31日までに所定の年度終了実績報告書により市長に報告しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日（これにより難しい場合にあっては、当該年度の翌年度

の4月10日)までに実績報告書(様式第4号)に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

2 第7条第2項ただし書の規定により交付申請をした補助事業者は、前項の報告に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第13条 市長は、前条第1項の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、補助金額確定通知書(様式第5号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付請求及び交付)

第14条 補助事業者は、前条に規定する補助金額の確定通知を受けたときは、補助金交付請求書(様式第6号)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。

(4) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。

(5) 補助事業を中止又は廃止したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、所定の補助金交付決定取消通知書により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 第7条第2項ただし書の規定により交付申請をした補助事業者は、第12条第1項の報告の後に、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額(同条第2項の規定により減額して報告した場合は、減額した金額を超える金額)を速やかに所定の消費税仕入控除税額等報告書により市長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

(財産処分の制限等)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「財産」という。)については、補助事業完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間(以下「処分制限期間」という。)内において、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

3 補助事業者は、前項に規定する市長の承認を受けて財産を使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を市に納付しなければならない。

(調査等)

第18条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(整備保管)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、財産のうち処分制限期間を経過しないものに係る関係書類については、当該処分制限期間を経過するまで保管しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱(以下「改正前の要綱」という。)の規定に基づき交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

3 改正前の要綱の規定に基づく様式は、この要綱による改正後の高知市がけ地近接等危険住宅移転等事業費補助金交付要綱の規定に基づく様式にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年12月6日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の高知市がけ地近接等危険住宅移転等事業費補助金交付要綱の規定に基づく様式は、この要綱による改正後の高知市がけ地近接等危険住宅移転等事業費補助金交付要綱の規定に基づく様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

(特例)

2 この要綱は、この要綱の施行の日前に施行された高知市がけ地近接等危険住宅移転等事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱についても適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第5条関係）

補助対象経費	補助限度額
危険住宅の除却に要する経費	当該危険住宅1棟当たり975,000円に当該危険住宅の戸数を乗じて得た額
危険住宅に代わる住宅の建設又は購入をするために要する資金（当該住宅の建設に必要な土地の取得に要する資金を含む。）を金融機関その他の機関から借り入れた場合において、当該借入金利子（年利率8.5パーセントを限度とする。）に相当する額	当該建築又は購入する住宅1棟当たり4,650,000円（土地の取得を伴う場合にあつては当該額に2,060,000円、敷地の造成を伴う場合にあつては当該額に608,000円を加算した額）に当該住宅の戸数を乗じて得た額
土石流、急傾斜地の崩壊、地滑り等の災害により想定される当該危険住宅への衝撃に対し、当該危険住宅が一定の耐力を有するようにするため実施する外壁改修又は塀等の設置に係る工事に要する経費（以下「工事費」という。）	当該危険住宅1棟当たり966,000円又は工事費に23パーセントを乗じて得た額のいずれか少ない方の額に当該危険住宅の戸数を乗じて得た額